

居宅サービス

保険給付として、その費用が支払われる居宅サービスとは、次の12のサービスをいう。

- ・訪問介護

介護福祉士や訪問介護員によって提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスをいう

- ・訪問入浴介護

- ・訪問看護

- ・訪問リハビリテーション

- ・居宅療養管理指導

- ・通所介護

老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練をいう

- ・通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院や診療所で提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーションをいう

- ・短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練をいう

- ・短期入所療養介護

介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上のサービスをいう

- ・特定施設入居者生活介護

- ・福祉用具貸与

- ・特定福祉用具販売

(厚生労働省 介護サービス情報公表システムより)